

第1編 総則

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震は、6,000人以上の犠牲者を出し、現代の都市が、ハード・ソフト両面で自然災害に対していかに脆弱であるかを再認識させる結果となった。本計画の策定にあたっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれからの地域行政に対する課題をふまえつつ、防災に関する基本方針を定めることとする。

本市では、軟弱な地盤に形成された混在市街地や中高層建築物、工場等の危険物施設及び多数の人々が集まる大型商業施設の増加などにより、地震や火災の発生によって複合的・広域的な都市災害が発生する危険性が増加している。また、丘陵地や山麓部における宅地開発の進行による土砂災害や、低地の市街化進行による内水水害の危険性の増大など、都市化の進行が災害の発生を助長している面もみられる。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市及び関係機関の防災機能充実と、これら機関と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地及び避難路の確保など都市基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災力の低下や防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

第1 基本目標

「災害に強い安全なまちづくり」をめざし、市民・事業所・行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

災害に強い安全なまちづくり

第2 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。

2 災害に備えた体制の確立

市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配

備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

3 地域防災力の向上

市民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

4 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

災害時における市及び関係機関・市民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

(2) 市地域防災計画と防災体制の充実

市及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

(3) 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難地・避難路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化、防災行政無線の整備等については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。

第2節 市・関係機関の業務の大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

柏原市にかかる防災に関し、本市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府、府警察、自衛隊、本市地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 柏原市

1 総務部（危機管理室含む）

- (1) 防災会議に関する事。
- (2) 組織動員体制の整備に関する事。
- (3) 防災訓練に関する事。
- (4) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (5) 自主防災組織の育成に関する事。
- (6) 防災に関する物資、資機材の整備・備蓄及び緊急輸送に関する事。
- (7) 地域防災無線に関する事。
- (8) 職員の動員配備に関する事。
- (9) 災害対策本部の庶務に関する事。
- (10) 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関する事。
- (11) 災害救助法に関する事。
- (12) 府、他の市町村、自衛隊、関係機関との連絡調整に関する事。
- (13) 車両の確保及び配車に関する事。
- (14) 救援、復興の企画立案に関する事。

2 市長公室

- (1) 災害対策本部の庶務に関する事。
- (2) 府、他の市町村、自衛隊、関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 救援、復興の企画立案に関する事。
- (4) 災害関係の広報広聴に関する事。
- (5) 災害状況の記録に関する事。

3 財務部

- (1) 被害状況等の緊急調査に関する事。
- (2) 避難所の開設、収容及び避難者の誘導に関する事。
- (3) 家屋等の被害調査に関する事。
- (4) 災害関係予算及び起債に関する事。

(5) 税減免に関すること。

4 会計管理室

(1) 災害関係予算及び起債に関すること。

(2) 災害対策及び救援物資の出納に関すること。

5 健康福祉部、福祉事務所

(1) 応急医療体制の整備に関すること。

(2) 防災知識の普及・啓発に関すること。

(3) 災害時要援護者対策に関すること。

(4) 応急医療対策に関すること。

(5) 被災証明の発行に関すること。

(6) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。

(7) ボランティア窓口との連絡調整に関すること。

(8) 義援金に関すること。

(9) 被災者生活再建支援法に関すること。

(10) 要援護高齢者・障害者等の避難に関すること。

6 市民生活部

(1) 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関すること。

(2) 救援物資に関すること。

(3) 食料及び生活必需品の確保・供給に関すること。

(4) し尿・ごみ、がれき処理に関すること。

(5) 遺体の収容に関すること。

(6) 埋火葬の許可に関すること。

(7) 防疫活動に関すること。

(8) 中小企業及び農業関係者の復興支援に関すること。

7 都市整備部、駅前再開発事務所

(1) 市街地、公園、道路等の整備促進に関すること。

(2) 建築物等の耐震化・安全化に関すること。

(3) 土砂災害対策に関すること。

(4) 道路・橋梁、危険箇所等の二次災害防止に関すること。

(5) 障害物の除去に関すること。

(6) 応急仮設住宅に関すること。

(7) 建築物等の応急危険度判定に関すること。

(8) 河川、水路、ため池等の整備に関すること。

(9) 水防活動に関すること。

(10) 河川、水路、ため池等の二次災害防止に関すること。

(11) 復興の企画立案に関すること

8 上下水道部

- (1) 上下水道施設の整備に関する事。
- (2) 上下水道施設の緊急対応及び応急対策に関する事。
- (3) 飲料水の確保に関する事。
- (4) 給水活動に関する事。

9 病院医局、病院事務局

- (1) 応急医療体制の整備に関する事。
- (2) 応急医療対策に関する事。
- (3) 遺体処理に伴う洗淨縫合、消毒に関する事。
- (4) 被災地への医療班の派遣に関する事。
- (5) その他病院に関する事。

10 教育委員会

- (1) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (2) 教育施設等の耐震化、安全化に関する事。
- (3) 炊き出しに関する事。
- (4) 応急教育実施に関する事。

11 議会事務局

- (1) 災害関係の広報広聴に関する事。
- (2) 災害状況の記録に関する事。
- (3) 議員への連絡に関する事。

第 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 1 災害情報等の収集、及び必要な広報に関する事
- 2 災害の防除、警戒、鎮圧に関する事
- 3 要救助被災者の救出、救助に関する事
- 4 傷病者の救出、搬送に関する事
- 5 その他、防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事。

第 3 大阪府

1 八尾土木事務所

- (1) 府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動及び洪水予警報等の伝達並びに被災施設の復旧等に関する事。
- (2) 災害予防対策及び災害応急対策等に係る、市及び関係機関との連絡調整に関する事。

2 中部農と緑の総合事務所

- (1) ため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示に関すること。
- (2) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること。

3 八尾保健所

災害時における医療救護活動及び保健衛生活動対策に関すること。

第4 大阪府警察（柏原警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 3 交通規制・管制に関すること。
- 4 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 5 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- 7 災害資機材の整備に関すること。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第三師団第36普通科連隊）

- 1 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- 2 府、市及びその他の関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

第6 指定地方行政機関

1 近畿農政局（大阪農政事務所）

- (1) 応急食料（米穀）等の備蓄に関すること。
- (2) 災害時における主要食料の供給に関すること。

2 大阪管区气象台

- (1) 観測施設の整備に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。

3 近畿地方整備局大和川河川事務所

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- (2) 国管理の河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。

- (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関する事。
- (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関する事。

4 近畿地方整備局大阪国道事務所

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関する事。
- (2) 応急復旧資機材の備蓄と整備に関する事
- (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事。
- (4) 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関する事。
- (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関する事。
- (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関する事。

第 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 指定公共機関

- (1) 郵便事業株式会社 (柏原支店)
 - ア 災害時における郵便業務の確保に関する事。
 - イ 災害特別事務に関する事。
 - ウ 郵便業務の復旧に関する事。
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社 (大阪支社 : 柏原駅、高井田駅、河内堅上駅)
日本貨物鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関する事。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
 - エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事。
 - オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
 - カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
- (3) 西日本電信電話株式会社 (大阪東支店)
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 災害時における重要通信に関する事。
 - エ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - オ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - カ 災害用伝言ダイヤルの提供に関する事。
- (4) 日本赤十字社 (大阪府支部)
 - ア 災害医療体制の整備に関する事。
 - イ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。
 - ウ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
 - エ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。

- オ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事。
 - カ 救助物資の備蓄に関する事。
 - (5) 日本放送協会(大阪放送局)
 - ア 防災知識の普及等に関する事。
 - イ 災害時における放送の確保対策に関する事。
 - ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
 - エ 気象予警報等の放送周知に関する事。
 - オ 避難所等への受信機の貸与に関する事。
 - カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - キ 災害時における広報に関する事。
 - ク 災害時における放送の確保に関する事。
 - ケ 災害時における安否情報の提供に関する事。
 - (6) 西日本高速道路株式会社
 - ア 管理施設の整備と防災管理に関する事。
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
 - (7) 大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部)
 - ア ガス供給施設の整備と防災管理に関する事。
 - イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事。
 - ウ 災害時におけるガスの供給確保に関する事。
 - エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事。
 - (8) 関西電力株式会社(羽曳野営業所)
 - ア 電力施設の整備と防災管理に関する事。
 - イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事。
 - ウ 災害時における電力の供給確保に関する事。
 - エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。
- 2 指定地方公共機関
- (1) 築留土地改良区、青地井手口土地改良区
 - ア ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事。
 - イ 農地及び農業用施設の被害調査に関する事。
 - ウ 湛水防除活動に関する事。
 - エ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事。
 - (2) 大和川右岸水防事務組合
 - ア 水防団員の教育及び訓練に関する事。
 - イ 水防資機材の整備、備蓄に関する事。
 - ウ 水防活動の実施に関する事。
 - (3) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関する事。

- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
 - エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
 - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
 - カ 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事。
- (4) 社団法人大阪府トラック協会
- ア 緊急輸送体制の整備に関する事。
 - イ 災害時における緊急物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
 - ウ 復旧資機材等の輸送協力に関する事。

第8 公共的団体等

1 医師会等

(1) 柏原市医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
- イ 負傷者に対する医療活動に関する事。

(2) 柏原歯科医師会

- ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
- イ 負傷者に対する口腔医療活動に関する事。

(3) 柏原市薬剤師会

- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。
- イ 災害時における医薬品の確保に関する事。

2 柏原市商工会

災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関する事。

3 大阪中河内農業協同組合

災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関する事。

4 柏原市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部柏原市地区奉仕団

- (1) 災害時要援護者対策に関する事。
- (2) 福祉活動に関する事。
- (3) ボランティアの受入れ、人材の育成に関する事。

5 自主防災組織、自治会、町内会、区長会

市の行う防災に関する事務又は業務への協力に関する事。

6 危険物関係の取扱い施設

災害時における危険物の保安措置に関する事。

- 7 ため池管理者（山の井区長、大県区長、平野水利組合、大県水利組合、畑水利組合、青谷水利組合、高井田水利組合、原川・明石戸水利組合長、五十村水利組合）
 - （１）ため池、水門・樋門及び水路の防災管理に関すること。
 - （２）ため池の決壊防止等の措置に関すること。
 - （３）消火用水等の提供に関すること。

- 8 その他公共的団体及び重要な施設
市が行う防災活動について公共的事業に応じた協力の関係に関すること。

第3節 市民、事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。阪神・淡路大震災においても、隣り近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、市民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努める。

第1 市民の役割

地域の住民は、災害防止に寄与するように努める。

1 個人の役割

(1) 自己管理

「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らがを行い、被害の拡大防止に努める。

(2) 市民としての役割認識

「自らの地域は自らで守る」ことを原則に、平常時からコミュニティの形成とともに、近隣の住民と協力して初期消火・救助活動ができるよう、防災力の向上に努める。

(3) 応急対策活動への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

(1) 自主防災体制の確立

「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

(2) 応急対策活動への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

3 応急対策活動への協力

市及び府が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第4節 計画の運用

第1 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、これを修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。

修正の手順については次のとおりである。

- 1 修正を必要とする市及び関係機関は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- 4 災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正について府と協議する。
- 5 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- 6 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平常時から、図上訓練、実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第3 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。